

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 3 日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 西 村 克 己

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 6 日から 令和 8 年 10 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 20 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 11 月 2 日 午後 1 時 10 分 横浜地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 26 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 26 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所所定の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関 の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中 央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は 労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許 可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができ ます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 3 日から当庁物件明細等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10, 150, 000 8, 120, 000	一括	2, 030, 000	14, 979	6, 419
1	5, 170, 000				
2	4, 980, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|------------------|
| 1 | 所 在 | 横浜市磯子区磯子七丁目 |
| | 地 番 | 4 0 0 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 5 . 9 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横浜市磯子区磯子七丁目 |
| | 地 番 | 4 0 0 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 3 . 6 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 22 日

横浜地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 西 村 克 己

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

A が占有している。同人の占有は仮差押えに後れる。

5 その他買受への参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等が全て本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 横浜市磯子区磯子七丁目 |
| | 地 | 番 | 400番10 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 65.90平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 横浜市磯子区磯子七丁目 |
| | 地 | 番 | 400番11 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 63.61平方メートル |



令和8年(ヌ)第34号
令和8年4月9日受理
令和8年5月27日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所

執行官 君和田 久 史

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 横浜市磯子区磯子七丁目 |
| | 地 | 番 | 400番10 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 65.90平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 横浜市磯子区磯子七丁目 |
| | 地 | 番 | 400番11 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 63.61平方メートル |

(土地用)

(土地用)	
不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	横浜市磯子区磯子7丁目23番6号付近
土 地	物件1・2
現況地目	☒ 宅地（物件1・2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林 （物件 ） ☐ 畑（物件 ） ☐ （物件 ）
形 状	☐ 公図のとおり（物件 ） ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が本土地を駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が本土地を更地の状態で占有している ☒ 上記の者が所有する建物の敷地と共に、物件1土地及び物件2土地を敷地（一部駐車スペース）として使用し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日]
建 物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1及び物件2関係)		
占有範囲	■全部 □	
占有者	□債務者 ■A	
占有状況	■敷地 (一部駐車スペース) □駐車場 □ □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □	
■関係人(■B (債務者) ■C (占有者の夫))の陳述/□提示文書()の要旨		
占有権原	□賃借権 ■使用借権 □	
占有開始時期	令和7年6月25日	
契約等	貸主	■所有者 □その他の者 ()
当事者	借主	■占有者 □その他の者 ()
最初の契約日	令和 年 月 日	
契約等	期間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種類別	□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
賃料・支払時期等	毎金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (令和 年 月分から令和 年 月分 円) □相殺 (分 円)	
敷金・保証金	□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等	□譲渡・転貸を認める □	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債務者)	1 物件1土地及び物件2土地は、隣家の方であるAに無償で使用を許しています。 2 元々、隣家(家屋番号400番34)は、隣地(400番34)を含め、私が所有者でしたが、令和7年6月25日に強制競売により売却されて、Aが所有者になっています。 3 物件1土地及び物件2土地には、プレハブが置いてあります。私が設置したのですが、このプレハブは、Aに譲渡しています。私物がまだ入っていますが、片付ける予定です。 4 私が前所有者だったこともあり、物件2土地の西側に駐車スペースを作り、フェンスを作っています。そのフェンスとプレハブは、隣地(400番34)に一部越境していると、Aに指摘されています。 5 物件1土地の北東側に、犬小屋用のコンクリートの土台が残っています。 6 物件1土地及び物件2土地の東側の境界は、段差のある下に設置してあるフェンスが境界になります。
■ C (占有者の夫)	1 私は、物件2土地の南側の隣家(家屋番号400番34)の所有者であるAの夫です。 上記建物は、前所有者は、債務者のBでしたが、令和7年6月25日にAが買い受けています。 2 上記建物を買い受けた後、物件1土地及び物件2土地は、Bから無償で借りて使用しています。地代の支払いはありません。 物件1土地及び物件2土地は、隣地(400番34)と共に、敷地として使用しています。 物件2土地の西側は、一部駐車スペースになっています。 3 物件1土地及び物件2土地には、プレハブが置いてあります。 Bが設置したのですが、このプレハブは、同人からAに譲渡されています。 駐車スペースから東側にあるフェンスとプレハブは、隣地(400番34)に一部越境していると思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

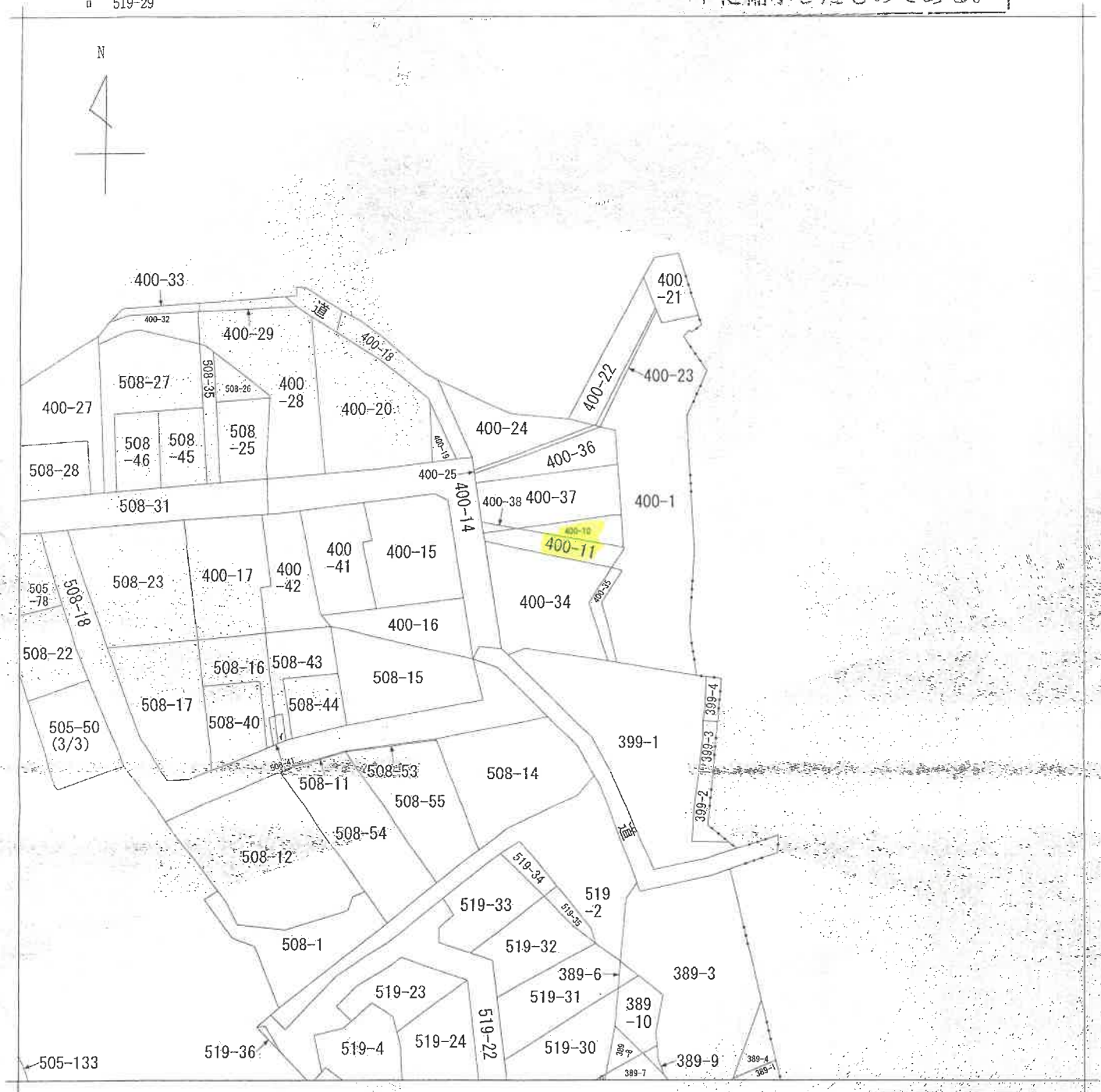
- 1 本土地の状況等は、関係人の陳述及び添付写真のとおりである。
- (1) 物件1土地及び物件2土地は、占有者が所有する建物（家屋番号400番34）の敷地である土地（400番34）と共に、敷地として使用されている。
- 物件2土地は、一部駐車スペースとなっている。
- (2) 物件1土地及び物件2土地については、地積測量図が備え付けられており、計測可能な範囲ではあるものの、同測量図を基に簡易な計測を行ったところ、概ね地積測量図のとおりであると認められる。
- ただし、境界標の確認はできなかった。
- (3) 横浜地方法務局金沢出張所に物件1土地及び物件2土地上に存する登記建物を申請したが、上記土地上に登記建物はない。
- 物件1土地及び物件2土地上にプレハブ（物置）が存するが、基礎等はなく、土地との定着性は認められない。
- (4) 駐車スペースに造作されたフェンス及びプレハブ（物置）の一部は、隣地（400番34）に越境しているものと思われる。
- 2 本土地の占有状況等は、2枚目及び3枚目記載のとおりと認めた。
- 物件1土地及び物件2土地は、占有者が所有する建物（家屋番号400番34）の敷地である土地（400番34）と共に、敷地として使用されている。
- 関係人の陳述によれば、Aが隣家（家屋番号400番34）及び隣地（400番34）を買い受け（登記簿上、原因を令和7年6月25日強制競売による売却として、令和7年6月27日に所有権移転登記がされている。）、その後、物件1土地及び物件2土地をAが無償で使用していることが認められる。
- 上記事情及び関係人の陳述から、物件1土地及び物件2土地の使用について、使用のための対価として地代の支払いはないことは、関係人の陳述からも明らかであることから、上記土地の占有権原については、使用貸借と認めるのを相当と思料する。
- 3 評価人の調査によれば、物件2土地西側に接する道は、市道である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年 4月13日(月) 10:10-10:20	目的物件所在地	写真撮影, 占有調査 土地の状況及び目的外建物の有無等の調査
令和8年 4月13日(月) 12:50-12:55	横浜地方法務局 相模原支局	全部事項全部証明書交付申請
令和8年 4月13日(月) 16:00- :	書面(郵送)	債務者に現況調査協力依頼文書送付
令和8年 4月20日(月) 10:40-10:45	電話聴取(携帯電話)	債務者から電話・事情聴取(体調不良, 都合の良い日の連絡待ち)
令和8年 4月23日(木) 10:55-11:00	横浜地方法務局 金沢出張所	要約書交付申請(土地上の登記建物の有無)
令和8年 5月11日(月) 17:15- :	電話聴取(携帯電話)	債務者に電話(応答なし) (何度か連絡したが, 応答なし)
令和8年 5月13日(水) 9:00-9:05	電話聴取(携帯電話)	債務者から電話・事情聴取(22日までの日程で, 都合の良い日をショートメールで連絡する。)
令和8年 5月19日(火) 8:30- :	電話聴取(携帯電話)	債務者にショートメールで, 調査期日通知 (債務者からの連絡がないので, 期日を通知した。)
令和8年 5月21日(木) 14:50-15:15	目的物件所在地	写真撮影, 土地の簡易な測量等 債務者及び占有者の夫と面談・事情聴取 評価人同行
(特記事項) ☒ 令和8年5月21日 債務者の立ち会いがなく, 目的物件等への立ち入りが予想されたので, 立会人を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

本図面は A3 判を A4 判に縮小したものである。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

磯子
7丁目

A. 磯子下丁目

請 求 部 分	所 在	横浜市磯子区磯子七丁目				地 番	400番11			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 是 番 号 又 是 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局金沢出張所管轄)

令和8年2月18日

東京法務局墨田出張所

整理番号：H14868-1

登記官

(1/1)

(7 枚目)

登記

0045700

前 400-10 後・新同一・新

地積測量區

400 - 10, - 37

横滨市 磯子区 磯子町 磯子 栄

碓子七丁目

400 - 37.

$$\textcircled{B} \quad 19089 \times (4941 + 2566) \times 1/2 = 71.6505615$$
$$17.877 \times (3.472 + 3.700) \times 1/2 = 64.106922$$
計 135.7574835 m²

400 - 10

① 201.667315 — 135.7574835 = 65.9098315^{m}

135.7574835

1

201.667315

65.9098315

境界石

井ノ口

新設民石

者
製
作

人讀中

3月 29日(作製)

縮尺 $\frac{1}{250}$

本図面はA3判からA4判に縮小したものである。

6-17

4 14

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局金沢出張所管轄)

令和8年2月18日

東京法務局墨田出張所

類品加

(8 枚目)

整理番号: H14869-1

登記年月日：昭和57年4月14日

007578

400-11 新設民石

地積測量図

地番 400-11, -38

土地の所在 横濱市 磯子区 磯子町 磯子七丁目

磯子七丁目

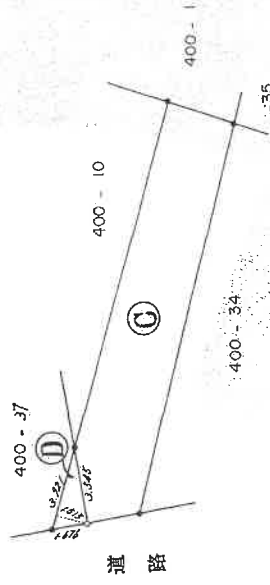
N

求積

$$400-38 \quad \textcircled{D} \quad 3921 \times 1515 \times \frac{1}{2} = 2,970,575 \text{ m}^2$$

400-11

$$\textcircled{C} \quad 66.59 \text{ — } 2,970,575 = 63,619,842.5 \text{ m}^2$$



道路

ペンキ

新設民石

作製者

申請人

5月 29日 (作製)

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局金沢出張所管轄)

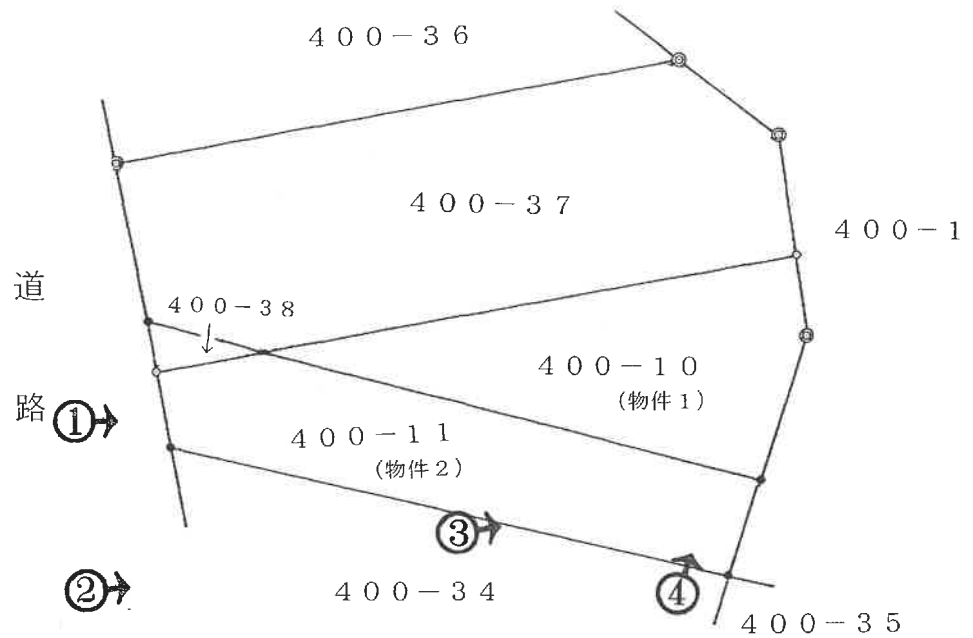
令和8年2月18日

東京法務局露田出張所

登記簿

(9枚目)

写真撮影位置図 (土地配置図)



←○は写真撮影位置・方向

① 物件1土地及び同2土地の状況



隣地 (400番34) との境界付近

② 物件1土地及び同2土地の状況



③ 物件1土地及び同2土地の状況



④ 物件1土地及び同土地の東側の状況

東側境界のフェンス





令和 8 年 (又) 第 34 号
令和 8 年 5 月 21 日 現地調査
令和 8 年 5 月 25 日 評 価

横浜地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

高橋 芳明

第 1 評価額

一 括 価 格 (合 計)	
金 10,150,000 円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土地)	金 5,170,000 円
物 件 2 (土地)	金 4,980,000 円

1. 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第 2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載の通り	磯子7丁目23番6号 付近
2		
特 記 事 項		
一		

*現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 横浜市磯子区磯子七丁目 |
| | 地 | 番 | 400番10 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 65.90平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 横浜市磯子区磯子七丁目 |
| | 地 | 番 | 400番11 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 63.61平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

【土地の概況及び利用状況等（物件1及び2）】

位置・交通	J R根岸線「根岸」駅の南西方約2 km及びバス停「浜」の北西方約650m（各道路距離）に位置する。	
付近の状況	中小規模の戸建住宅が建ち並ぶ丘陵地の住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% — 第1種高度地区、宅地造成等工事規制区域及び磯子風致地区等（特記事項1参照）
画地条件	規模 形状 間口・奥行 地勢	129.51 m ² （物件1及び2の合計登記地積） 不整形地 間口：約2.5m、奥行：約19m（最長） 周囲の地勢は、東側に傾斜している。土地の中は、概ね平坦である。北側及び南側隣接地とは、概ね等高に接している。東側は、斜面と接している。接面道路との関係は、以下の通りである。
接面道路の状況	西側が幅員約3.9m（スケール概測による）舗装市道（磯子第227号線・建築基準法第43条2項の認定・許可を要する道路状空地）に約2.5m、等高に接面する中間画地である。	
土地の利用状況等	宅地（敷地、一部駐車スペース）	
供給処理施設	上水道 ガス 下水道	事業者提供の資料によれば、西側市道に本管有り。 事業者提供の資料によれば、西側市道に埋設管有り。 事業者提供の資料によれば、西側市道に本管有り。
特記事項	1. 磯子風致地区：第3種（建蔽率（40%）、容積率（用途地域で規定）、建築物の高さ（10m）、外壁後退（道路2m、その他1m）	

	2. 現況は、プレハブの物置（動産）がほぼ中央に存している。また、駐車場を囲む様に設置したフェンスも存している。所有者Bの話では、当該プレハブの物置（動産）及びフェンスは、南側隣接地に越境しているとのことである。なお、当該プレハブの物置（動産）は、既に南側隣接地所有者に譲渡しているとのことである。 3. 敷地内の北東角に犬小屋を建てていた際の基礎部分（コンクリート）が残っている。 4. 所有者Bの売却対象物件1及び2について、東側部分は、南側隣接地所有者に庭として使用貸借させているとのことである。 5. 売却対象物件1及び2の東側約1.5mの幅は、約1mの段差を生じている。
--	--

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

物件1の土地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	土地価格 (円)
1	160,000	$\times \frac{70}{100}$	= 112,000	$\times 65.90$	= 7,380,000
2	160,000	$\times \frac{70}{100}$	= 112,000	$\times 63.61$	= 7,120,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示地等：横浜磯子－6

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{標準化} & & & \\
 \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{補 正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & & \\
 168,000 \text{ 円/㎡} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{105} & = & 160,000 \text{ 円/㎡} &
 \end{array}$$

◇時点修正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地は標準的画地で補正の必要はない。

◇地域格差：公示地の所在する地域は、対象地域に比し、交通接近条件、街路条件、環境条件等の総合格差を上記の通り判定した。

◇個別格差：画地条件（形状、一部使用借権の設定有り、東側段差（造成工事の必要性）等を考慮して、上記の通り判定した。

2. 評価額の判定

前記1により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記の通り評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる 価 格 (円)	占有減価 修 正	市場性 修 正	競売 市場 修正	評 価 額 (円)
1	7,380,000	—	× 1.0	× 0.7	= 5,170,000
2	7,120,000	—	× 1.0	× 0.7	= 4,980,000
一括価格					= 10,150,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：－30%と判定した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格等：横浜磯子－6

所 在：横浜市磯子区磯子7丁目505番115「磯子7-16-9」
価 格：168,000 円/㎡
位 置：JR根岸線「磯子」駅 1.7 km
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：132 ㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：南西側 5.5m市道
用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域（建蔽率 40%，容積率 80%）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅、アパート等が混在する住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1（土地） 3,266,794 円
物件2（土地） 3,153,274 円

第7 附属資料の表示

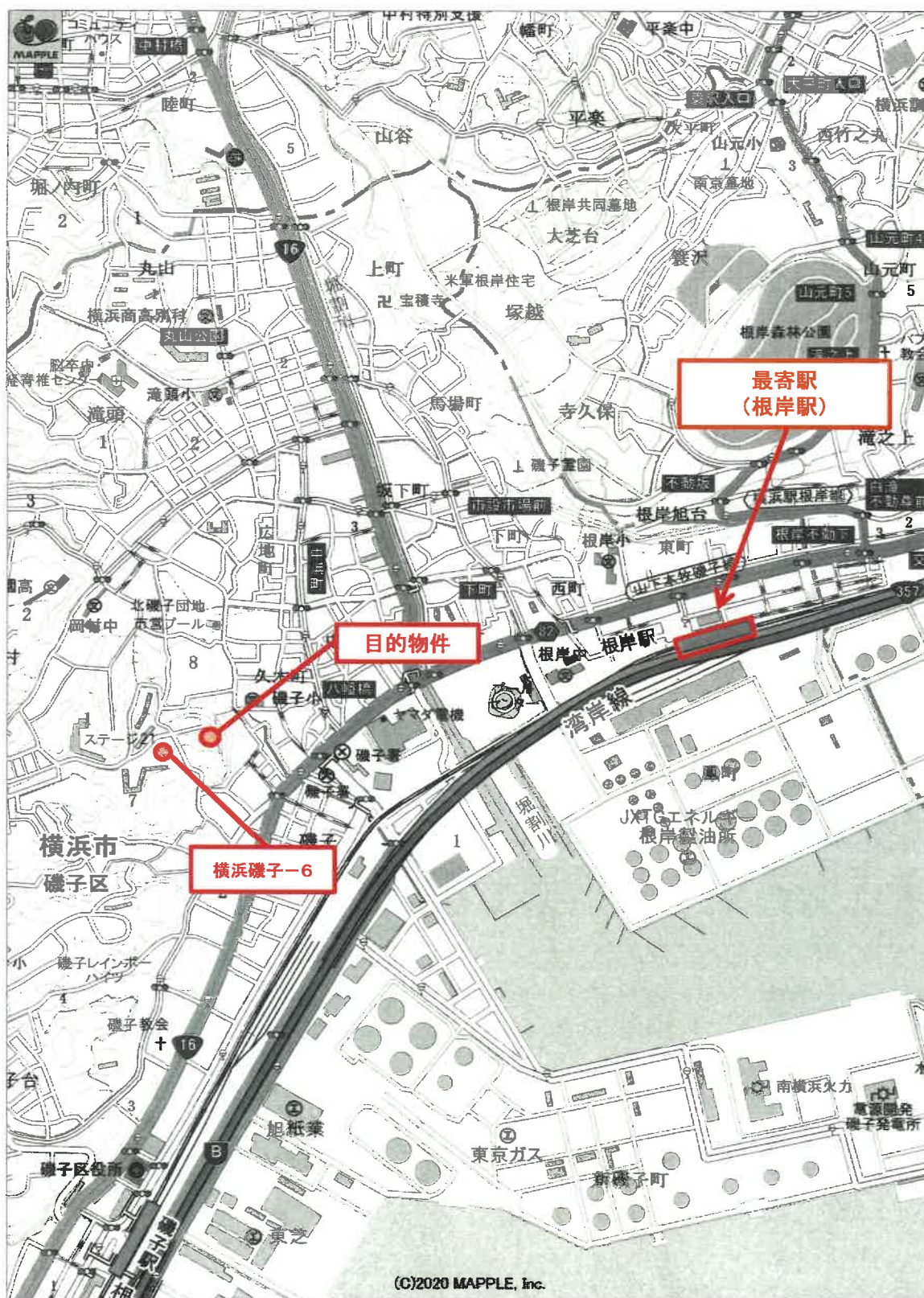
位置図

公図写

地積測量図写

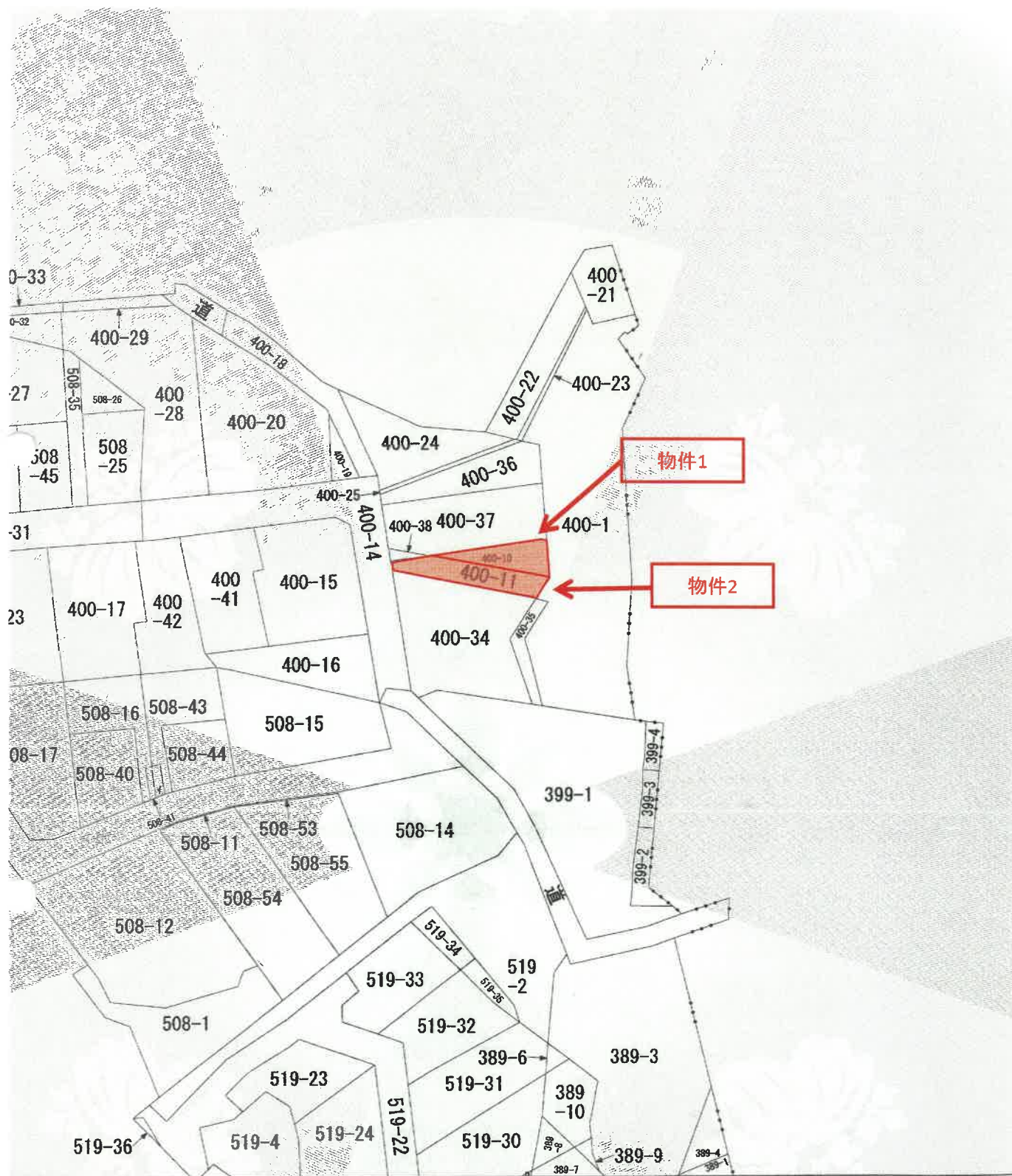
以 上

株式会社 マップル スーパーマップル・デジタル(地図使用承認© マップル第7-337号)



※但し、パソコン読込の関係で、若干の拡大・縮小が生じている可能性がある。





登記年月日：昭和57年4月14日

007577

これは図面に記録されている内容を説明した書面である。
(横浜地方法務局金沢出張所管理)

令和8年2月18日 東京法務局豊田出張所

令和8年2月18日

東京法務局墨田出張所

登記官

整理番号: H14869-1

原図より70%縮小

前 400-10 後・新同一・新

地價測量圖

400 - 10, - 37

横滨市 磯子区 磯子町

孟子

2

400 - 37

$$\textcircled{B} \quad 19.089 \times (4.941 + 2.566) \times 1/2 = 71.6505615$$

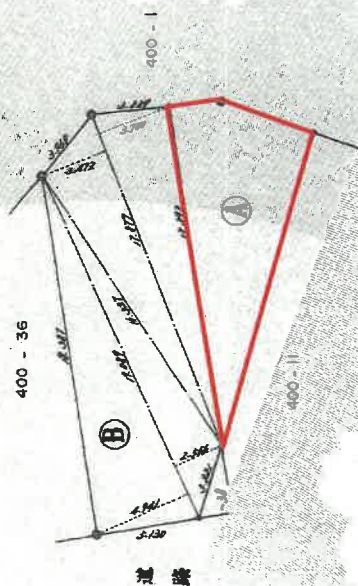
$$17.877 \times (3.472 + 3.700) \times 1/2 = 64.106922$$

135 7574835

物件1

400 - 10

① 201.667315 — 135.7574830 = 65.9098315 ^{mg}



其 後

在

牛

新般民石

著 作 製 作

申請人

3月29日(木)

縮尺 $1/250$

登記年月日：昭和57年4月14日

007578

地積測量図

400-11 新

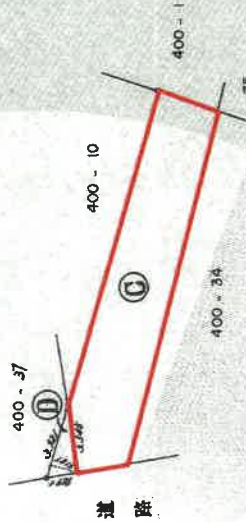
地番
400-11, -38

土地の所在
横浜市 磯子区 磯子町 磯子七丁目

$$400 - 38 \quad \textcircled{1} \quad 3921 \times 1516 \times 1/2 = \frac{m^2}{29701575}$$

物件2

$$400 - 11 \quad \textcircled{2} \quad 66.59 - 29701575 = \frac{m^2}{636198425}$$



新設民石

作製者

申請人

縮尺 1/350

平成3年3月29日(作製)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方支務局金沢出張所管理)
令和8年9月18日 東京法務局金沢出張所

登記簿

整理番号：H14869-2

原図より70%縮小